

補助金募集要項

長崎市

首都圏等での期間限定出店を通じて ECサイトを成長させたい事業者様へ

募集期間

令和7年4月1日～令和7年11月30日まで



長崎市ECサイト販売促進支援費補助金募集要項

首都圏等での期間限定出店による顧客獲得の取組みを支援します！

補助対象事業

①テナント出店事業 ②ECサイト改修事業（②のみは対象外）

事業実施期間

補助金交付決定後 ～ 令和8年2月20日

補助金額

補助率：1/2 補助上限額：120万円

申請方法

申請書等の必要書類を長崎市商業振興課へ書面で提出（郵送又は持参）

申請先・お問い合わせ先

長崎市商業振興課 ふるさと物産振興係
〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14階
TEL：095-829-1150
E-mail：shogyo@city.nagasaki.lg.jp

長崎市HP



次ページからの詳細を必ず確認して申請してください

目次

1 事業の目的	P2
2 募集内容	P2
3 補助金の内容	P2
4 補助金の申請	P4
5 補助金受付の流れ	P5
6 申請事前チェックシート	P6

1 事業の目的

国内の人口減少が進み、地域内の顧客の減少と、それに伴う売上の減少が危惧されており、加えて、原材料価格の高騰、価格転嫁の遅れや人手不足といった様々な経営課題が生じています。

本事業は、物価高騰等の影響を受けながらも、市内の中小企業者が行う、ECサイトの効果の最大化を図るための販売促進を目的とした、首都圏等での販売促進の取組を支援します。

2 募集内容

応募資格(対象者)

市内に本社又は主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人事業主を含む)で、既にECサイトで自社製品の販売を行っている者(モール型サイトは除く)。ただし、次に掲げる事項に1つでも該当する場合は補助金の対象者となりません。

- ア 令和7年度中に国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けている(受ける予定)
- イ 営業に関して必要な許認可を取得していない者
- ウ 政治団体又は宗教活動を目的とする者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含む者
- オ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当するもの
- カ 市税、事業税(県税)、消費税又は地方消費税(国税)の滞納がある者
- キ その他市長が適当でないと認める者

3 補助金の内容

(1) 補助対象事業

次に掲げる事業とする。ただし、アは必ず実施することとし、イのみの実施は対象外。

ア テナント出店事業

ECサイトの販売促進を目的とした首都圏等のテナント等に期間限定で出店する取組み(各出店日数の合計が30日以内を上限とする)

イ ECサイト改修事業

アの「テナント出店事業」で把握した消費者ニーズをECサイトに反映させるために行う改修・改善の取組み(アの「テナント出店事業」を実施することなくECサイトの改修のみを行う場合は対象外)

(2) 補助金の額及び補助率

- 事業実施に係る経費について120万円を上限として補助。
- ECサイト改修に係る経費については30万円を上限として補助。
- 補助額は、補助対象経費の合計額の1/2の額。
- 補助額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。
- 同一年度内において、1事業者につき1回を補助金交付の限度とします。

※ECサイト改修事業のみの利用はできません。

(3) 補助対象事業の実施期間

補助金交付決定後～令和8年2月20日

(この期間内に必ず補助対象経費の支出を完了させてください)

(4) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のうち、事業の実施に直接必要なものとします。

区分	経費
報償費	期間限定テナント出店事業における現地での販売促進活動の補助を行う外部人材への謝礼金(当該出店場所で販売促進活動を行う者に限る。ただし、宿泊費及び旅費は除く)等
需用費	印刷製本費(ECサイトの利用者を増やすためのチラシ等の印刷製本費に限り、 <u>単に自社や自社商品のPRのためのチラシ等の印刷製本費に関しては対象としない</u>)等
役務費	期間限定テナント出店時に必要な物資の運搬料等
委託料	期間限定テナント出店事業の現地での販売促進活動の補助を行う外部人材の派遣料(当該出店場所で販売促進活動を行う者に限る。ただし、宿泊費及び旅費は除く)、ECサイト改修費、各種委託料等
使用料及び賃借料	会場借上料等

※消費税課税事業者については、消費税は補助対象外となります。

(5) 補助金の交付条件

支出を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、補助対象事業を行った年度の翌年度から5年間保存すること。

(6) 補助対象経費の支払い手続き

補助金の交付決定が行われた後に、事業を開始することができます。市から交付決定通知があ

るまでは事業を開始することはできませんのでご注意ください（交付決定以前に支出された経費、事業完了後に支出された経費は補助の対象となりません）。

補助対象経費の支払いは、補助対象期間内（遅くとも令和8年2月20日）に完了させ、完了後に実績報告を行ってください。その後交付金額が確定した後に精算払いとなります。

4 補助金の申請

(1) 補助金の申請方法

以下の審査基準の全てを満たす事業者を選定いたします。（審査完了後先着で受付いたします。）

（審査基準）

- ・補助金応募資格（2 募集内容 応募資格（対象者））を全て満たしているか。
- ・原油価格・物価高騰、賃金上昇によるコスト増加、人手不足の影響を受けているか。
- ・EC サイト改修のみの計画となっていないか。
- ・新たな顧客の獲得、販路拡大に繋がる計画となっているか
- ・対象外の事業が計画されていないか（ECサイトの構築・運用委託、自社の商品を配布するプレゼントキャンペーン事業等）

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

長崎市経済産業部商業振興課 ふるさと物産振興係

〒850-8685 長崎市魚の町4-1 14 階

電話：095-829-1150

E-mail：shogyo@city.nagasaki.lg.jp

(3) 提出書類

- ①ECサイト販売促進事業計画書（第1号様式）
- ②テナント出店事業に係るイベント等の概要が分かるもの（チラシ、パンフレット、HPの写し等）
- ③ECサイト販売促進事業収支予算書（第2号様式）
- ④前期決算書の写し
- ⑤事業費の算出根拠となる書類（参考見積書等）
- ⑥団体等の定款、規約、会則、履歴事項全部証明書等の写し（いずれか1つ、個人の場合は不要）
※コピーの場合は日付入りの原本証明を貼付すること
- ⑦役員名簿（氏名、フリガナ、生年月日の記載があるもの、任意様式可）、会員名簿（会員がいる場合）

(いずれも個人の場合は不要)

⑧団体等の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレット、HPの写し等)

⑨市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書(原本)

(非営利活動団体については不要です。)

(徴収猶予、納税の猶予、換価猶予を受けている場合は猶予等が確認できる書類の写し)

【取得場所】

- ・市税の完納証明書(各地域センター、各地区事務所)
- ・事業税の納税証明書(長崎振興局税務部:長崎市万才町3-17)
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書その3(長崎税務署:長崎市松ヶ枝町6-26)

※ 提出書類はお返しできませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※ 全ての提出書類が不備なく提出された際に受付完了となります。

(4) 募集期間

令和7年4月1日～令和7年11月30日まで

〈提出様式等〉

長崎市ECサイト販売促進支援費補助金

検索

URL:<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/50959.html>

5 補助金受付の流れ

事業計画作成・補助金交付申請 令和7年11月30日まで

- ・ECサイトの分析等を行ったうえで、どのようなテナント出店事業を実施するとECサイトの売上増加につながるのかなど、必要事項を事業計画に記載し補助金の交付申請を行ってください。

補助金交付決定 交付申請後10日前後

- ・補助金交付申請書類一式を受領後、交付決定の通知をします。
- ・市からの交付決定通知があるまでは事業を開始することはできません。

補助対象事業の実行 交付決定日～令和8年2月20日

- ・状況に応じて相談・分析・改善等を行ってください。

実績の報告 事業完了後

- ・補助対象事業の完了した日から起算して1月を経過した日または令和8年2月末日のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。

①補助事業等実績報告書

②ECサイト販売促進事業収支計算書(第3号様式)

③ECサイト販売促進事業完了報告書(第4号様式)

④テナント出店時の活動の様子が変わる写真等(別途任意様式への貼付可。)

⑤改修前後のECサイトの表示画面(スクリーンショット)等、改修した箇所がわかるものの写し(別途任意様式への貼付可。※ECサイトを改修した場合のみ)

⑥補助対象経費の支出が確認できる見積書、請求書、領収書等の写し

・実績報告書類一式を受領後、補助金確定通知を行います。確定通知後、請求書（市様式）を提出いただき、その後2週間程度で補助金の交付となります。

6 申請事前チェックシート

次の項目の内、1つでも該当しない項目がある場合は補助金の申請はできません。

- 長崎市内に本社または主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいること
- 既に EC サイトで自社の製品の販売を行っていること（モール型サイトは除く）
- 新たな顧客の獲得、販路拡大に繋がる事業を計画していること
- EC サイト改修に関する事業のみではなく、テナント出店に関する事業も実施すること
- 令和7年度中に国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていない（受けない）こと
- 政治団体又は宗教活動を目的としていないもの
- 性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含まないこと
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないこと
- 市税、事業税（県税）、消費税又は地方消費税（国税）の滞納がないこと
- 令和8年2月20日までに補助金を活用して実施する事業と経費の支払を完了させること
- 補助金を活用して実施する事業について、補助対象経費（3 補助金の内容（4）参照）以外の経費が補助金の算定に含まれていないこと
- 事業終了後に補助対象経費の支払の事実が確認できる書類の写しを全て提出できること